

《家庭養育優先原則の徹底の3本柱①》

3. 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた山形県の取組み

改正児童福祉法において「家庭養育優先原則」の理念が規定され、「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない」と明記され、地域の変化、家族の変化により、社会における家庭への養育支援の構築が求められる中、子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮して、全ての子どもと家庭を支援するために、身近な市町村におけるソーシャルワーク体制の構築（市町村子ども家庭総合支援拠点の設置）と支援メニューの充実が求められています。

また、改正児童福祉法では、0歳児の虐待による死亡事例が多い背景として、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていることや産前産後の心身の不調問題があることから、支援が必要な妊産婦の情報を把握した医療機関や学校等は、市町村に情報提供するよう努めることとされましたが、平成28年母子保健法改正により、母子保健施策が「乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものである」ことが明記され、そのような母子保健システムの構築（子育て世代包括支援センターの設置）も必要とされています。

さらに、平成30年3月に東京都目黒区、平成31年1月に千葉県野田市で発生した児童虐待死亡事件の背景に、DV被害があったことを踏まえ、令和元年6月の児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律では、DV対応と児童虐待対応との連携強化が図られました。市町村においても要保護児童対策地域協議会へのDV支援機関の参画など連携強化が求められています。

これらを踏まえ、本計画では、「家庭」において心身共に健やかに養育されるよう、在宅支援の推進を1つ目の柱として位置づけ、市町村の相談支援体制などの整備に向けた県の具体的な支援・取組みを策定するとともに、地域の在宅支援において重要な役割を担う児童家庭支援センターの機能強化及び設置に向けた計画を策定するものです。

(1) 市町村の相談支援体制等の整備に向けた県の支援・取組み

【基本的考え方】

- 「家庭養育優先原則」の理念、及び児童相談所への虐待相談の対応のうち、95%以上が在宅支援となっていることを踏まえ、県は、適切な在宅支援が行われるよう、児童相談所と要保護児童対策地域協議会との連携を強化しながら、市町村の子ども家庭支援体制の構築等を支援していきます。
- 県は、各総合支庁と共に、虐待の防止、早期発見・早期対応のため「子育て世代包括支援センター」と「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置により、市町村において母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目のない支援を行うことができる体制整備を支援していきます。
- 市町村の支援は、常に家庭全体を把握し、家庭の力を引き出すことによる「養育支援」であり、子どもの身近な場所における継続的な支援となります。県では、子どもへの支援が確実に実施されるよう、各市町村の実情・地域性を十分に踏まえた支援を行っていきます。
- 子ども（その保護者）への直接支援も重要であり、市町村の支援メニューが充実するよう支援を行っていきます。
- 母子生活支援施設は、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、「家庭養育優先原則」の理念にも合致する施設です。県は、各総合支庁と共に、DV対応と児童虐待対応との連携強化を踏まえ、市町村での施設活用が図られるよう取り組んでいきます。

【現状】

- 平成30年度に本県の児童相談所で虐待認定されたケースの対応のうち96.2%が在宅支援となっています。
- 令和元年8月に県内4地域で市町村意見交換会を開催し、市町村の相談支援体制の現状把握と必要な支援について意見聴取を実施しました。
- 子育て世代包括支援センターは、保護者の総合的相談や支援をワンストップで行う機関であり、妊産婦・母親の孤立感、負担感の解消を課題の一つとし、「母子を支援する父親支援・育成」の視点からも支援を行っており、令和元年度末までに全市町村に設置できるよう、市町村が設置を進めています。県では、センターに配置する母子保健コーディネーターの人材養成研修を実施する等支援を行っており、令和元年度の養成研修では、「妊娠期からの父親支援」も研修科目としております。
- 市町村子ども家庭総合支援拠点の整備については、令和4年度までに全市町村に設置できるよう、市町村が設置を進めています。

【市町村の相談支援体制の現況と目標】

指 標	現況値 (R元.12.1 現在)	目標値
子育て世代包括支援センター	30 市町	35 市町村 (令和元年度末)
市町村子ども家庭総合支援拠点	3 市町	35 市町村 (令和4年度まで)

○子ども(その保護者)への直接支援に関する市町村の支援メニューとしては、以下の取組みが実施されています。

支援メニュー	子育て短期支援事業				乳児家庭全戸 訪問事業	養育支援 訪問事業
	ショートステイ		トワイライトステイ			
	人数	延日数	人数	延日数	実績 (家庭数)	実績 (家庭数)
H28 (実績)	67	326	11	19	6,543	1,611
H29 (実績)	41	169	4	7	6,227	1,573
H30 (実績)	46	283	5	17	5,748	1,737

○子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)については、令和元年度は18市町が児童養護施設等9施設と契約し実施しています。1町については、ファミリーホームと契約しています。

○県内には、いわゆる「ショートステイ里親」を行っている里親はいません。

○母子生活支援施設の活用については、下記の状況です。(市町村アンケートより)

(Q) 母子生活支援施設の活用状況(選択)

(A)

積極的に活用している	4 市町村 (11.4%)
ニーズに応じて活用している	10 市町村 (28.6%)
ニーズがほとんど無い	21 市町村 (60.0%)

○要保護児童対策地域協議会に登録されているケース数は、以下のとおりです。(令和元年7月1日現在)

要保護児童	625人
要支援児童	337人
特定妊婦	20人
合計	982人

○県では、要保護児童対策地域協議会の活動促進と円滑な運営、市町村職員に対する専門性向上のための研修を実施しています。また、児童相談所のスーパーバイザー職員等を派遣し、市町村の相談体制の強化を図っています。

【課題】

○市町村職員による「在宅支援」の受入に拒否的な保護者もあり、十分に必要な支援が行えない場合があります。※市町村アンケートでは、「市町村に権限がない」「家庭に踏み込めない」という意見がありました。

○全国の虐待による死亡事例が0歳児に多いことを踏まえ、支援が必要な妊産婦（特定妊婦等）の把握と妊娠期からの支援が重要になります。

○子育て世代包括支援センターについて、人材の確保が困難という市町村の声が寄せられています。

○市町村子ども家庭総合支援拠点の設置や運営について、市町村から以下の声が寄せられています。（市町村アンケートより）

（Q）拠点設置に向けて県（児童相談所）に求める支援は何ですか？

- | | |
|--------------------------|-------------|
| （A）①設置方法や運営に関する専門的なアドバイス | 27 市町村（77%） |
| ②専門的な人材の育成支援 | 26 市町村（74%） |
| ③設置・運営にかかる財政的支援 | 23 市町村（66%） |
| ④児童相談所との連携強化 | 12 市町村（34%） |
| ⑤その他（専門的な職員派遣など） | 3 市町村（9%） |

○子育て短期支援事業については、児童養護施設・乳児院が近くにないことから、実施に至らない市町村も多い状況です。また、ショートステイ枠を設定している施設もありますが、各施設とも受け入れ可能な人数が少なく、年齢制限もあるため、利便性に課題があります。一方で、利用される方の伸びも小さく、県民への制度周知を行う必要性もあります。

○母子生活支援施設の活用については、ニーズがほとんどないとした市町村が6割あることから、県民への制度周知にも課題があります。

○厚生労働省通知「要保護児童対策地域協議会構成員への参画について」（令和元年8月1日）に基づき、児童虐待の特性とDVの特性が相互に重複して発生することを踏まえ、要保護児童対策地域協議会へのDV支援機関の参画を促す必要があります。

【取組】

○改正児童福祉法により児童相談所の指導措置（児童福祉法第27条第1項第2号）委託として、児童相談所の措置の下、市町村が必要な支援を保護者や子どもに行うことができるようになっており、市町村と十分に連携しながら必要に応じて活用していきます。

- 特定妊婦等の把握及び支援による虐待の防止については、市町村の母子保健分野（子育て世代包括支援センター）と子ども家庭福祉分野（市町村子ども家庭総合支援拠点）の連携や、要保護児童対策地域協議会における関係機関の連携が不可欠であり、研修等を通じて連携の強化に取り組めます。
- 「子育て世代包括支援センター」については、本県独自の補助事業である「ようこそ赤ちゃん応援メッセージ・ギフト事業」を実施しながら、引き続き妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の活性化に取り組んでいきます。併せて、「母子保健コーディネーター養成事業」と「子育て支援員研修事業」により、引き続き人材の確保に取り組んでいきます。
- 「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置に向けた支援については、以下の取組みを令和2年度から実施します。
 - ①市町村説明会を実施し、拠点整備について、外部講師の講演や意見交換等の実施により、設置促進を図ります。
 - ②市町村へ児童相談所の専門職員を派遣する「山形県児童相談所スーパーバイザー派遣事業」を活用し、専門的な助言を行うことで市町村拠点の体制強化を図っていきます。
 - ③現在の要保護児童対策調整機関の調整担当者研修の対象を、市町村子ども家庭総合支援拠点の職員に広げて実施し、人材育成を行っていきます。
 - ④各総合支庁において、管轄する市町村の実情に応じ、厚生労働省のマニュアルに沿った助言などの支援を実施していきます。
- 子育て短期支援事業の実施に当たっては、県として「ショートステイ里親」の確保に努めながら、受け入れ可能な施設・里親等を斡旋するなどして、事業実施市町村の拡大を図るとともに、住民への周知を促していきます。
- 山形県子育て推進部子ども家庭課長通知「要保護児童対策地域協議会構成員への参画について(依頼)」(令和元年8月2日付け子家第565号)に基づき、要保護児童対策地域協議会に、配偶者暴力相談支援センター及び福祉事務所の参画を促し、DV対応と児童虐待対応との連携強化を図っていきます。また、連携強化を図る中で、母子生活支援施設の積極的な活用、住民への制度の周知についても促していきます。

(2) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組み

【基本的考え方】

- 児童家庭支援センターは、専門的な知識及び技術を有し、地域において児童に関する家庭等からの相談に応じており、「在宅支援」の重要な役割を担っています。県では、引き続き、その設置・運営の支援を行っていきます。

【現状】

- 現在、村山地域1か所、庄内地域1か所の県内2か所に設置されています。

【児童家庭支援センター設置状況】

(R元.12.1現在)

名 称	設置地	設置年度
児童家庭支援センター シオン	鶴岡市	平成18年度
子ども家庭支援センター チェリー	寒河江市	平成20年度

- 児童家庭支援センターの相談件数は急増(延相談件数 H29年2,594件→H30年4,955件)しています。
- 24時間の相談受付に加え、Eメールでの相談にも対応しています。
- 心理担当職員が配置され、子どもや保護者のカウンセリング等を実施しています。

【課題】

- 児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化された背景がありますが、センター自体への相談件数が増加している状況となっており、市町村の相談支援体制の構築等を踏まえ、その役割の整理を行っていく必要があります。
- 地域としては、最上地域、置賜地域についてセンターの設置がありません。

【取組】

- 県では、市町村の相談支援体制の構築に取り組んだ上で、児童家庭支援センターの役割を整理し、引き続き専門的な機能の充実を支援していきます。
- 未設置の最上地域、置賜地域についても、虐待相談件数等地域の実情を把握しながら設置の可能性について検討していきます。